

起業・創業・空き店舗活用に関する支援

事業名	起業・会社設立支援補助金	
補助内容	起業意欲を高め、地域経済の活性化を図るために、市内で会社を設立しようとする方に対し、会社設立までに要する費用の一部を補助します。(会社とは、会社法に定める株式会社・合名会社・合資会社又は合同会社をいいます。)	▲詳細はコチラ
対象者	下記のいずれにも該当する方 ・市内に本店所在地を有する方 ・市内に事業所を有する方又は有する予定がある方 ・業種が次に掲げる以外の方 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種及びこれに相当すると市長が認めた業種 イ 消費者金融業 ウ 非営利業 ・会社の代表が市税の滞納のない方	
補助対象経費	定款の認証に必要な費用、登記申請に係る費用、会社設立に係る司法書士等の報酬等の費用	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※ 100円未満は切り捨て	
限度額	20万円	
備考	会社設立登記完了後40日以内に申請が必要です。	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

事業名	創業支援利子補給補助金	
補助内容	株式会社日本政策金融公庫又は小牧市と小規模企業等振興資金に関する覚書を締結している取扱金融機関から創業のために必要な資金の融資を受けた方に対し、利子の一部を補助する制度です。	▲詳細はコチラ
対象者	下記のいずれにも該当する方 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・事業の開始前及び事業の開始から1年以内に公庫等から市長が別に定める創業のために必要な資金の融資を受け、融資に係る利子を支払った方 ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	創業資金に係る金銭消費貸借契約に基づく第1回利子の支払日から起算して36月以内に支払った利子(延滞に係る利子を除く。)	
補助金の額	補助対象経費の100%	
限度額	年度あたり10万円	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

事業名	中心市街地空き店舗活性化支援補助金	
補助内容	中心市街地の特定地域へ新たに出店する方に対して必要な資金の一部を補助します。	▲詳細はコチラ
対象者	下記のいずれにも該当する方 ・指定地域内の空き店舗(3月以上商業活動をしていない店舗・居住の用に供していない店舗)を借り上げて、市が定める業種に該当する事業を主として営む事業及び一般の消費者が直接来店する事業を開業又は既存の店舗を拡張する方 ・上記の方のうち空き店舗の所有者が補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けようとする団体の役員、従業員等と生計が一でない方、空き店舗の所有者が補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けようとする団体の役員、従業員等の3親等以内の親族でない方、空き店舗の所有者が補助金の交付を受けようとする団体の役員、従業員等でない方 ・市税の滞納のない方 ・補助事業に係る店舗が所在する地域において組織される商業団体に加入し、中心市街地の活性化に寄与する活動をする方	
補助対象経費	空き店舗にテナントとして開業する場合の近傍の取引事例に応じた店舗の借用自体に係る賃借料(保証金、礼金、敷金等の預託金、土地の賃借料、仲介手数料、管理衛生費等の管理運営費、光熱水道費、及び修繕等の維持管理費を除く。)	
補助金の額	補助対象経費の1/2	
限度額	1月当たり5万円(36月以内) ※ 1,000円未満は切り捨て	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

融資に関する支援

事業名	中小企業振興融資助成金	 ▲詳細はコチラ
助成内容	愛知県融資制度「小規模企業等振興資金」の利用に係る信用保証料に対して助成します。	
対象者	小規模企業等振興資金を小牧市を經由して申込み、その貸付が実行された事業者で、市税の滞納のない方	
補助対象経費	愛知県信用保証協会へ支払う信用保証料	
補助金の額	【通常資金】 融資額が1,000万円以下…保証料の100% 融資額が1,000万円超…保証料の90% 【小口資金】 保証料の100% ※いずれも、100円未満は切り捨て ※繰上償還した場合は、助成金の一部を返還していただきます。	
限度額	50万円	
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283	

事業名	経済環境適応融資助成金	 ▲詳細はコチラ
助成内容	愛知県融資制度「経済環境適応融資」の内、「セーフティネット」もしくは、「危機関連保証」の利用、または経済産業省の「東日本大震災復興緊急保証」に係る信用保証料に対して助成します。	
対象者	以下(1)~(5)の全てを満たす方 (1)上記の保証(環セ100、環セ80、環危、震災緊急)を受け、信用保証料を一括で納入された方 (2)指定された取扱金融機関にて融資を受けた方 (3)市内に主たる事業所がある方 (4)同一年度内にこの要綱に基づく助成を受けていない方 (5)市税の滞納のない方	
補助対象経費	信用保証料の内、融資純増分に相当する額(保証料額に(融資額一回収額)/融資額で算出した割合を乗じたもの)	
補助金の額	補助対象経費の100% ※ 100円未満は切り捨て ※繰上償還した場合は、助成金の一部を返還していただきます。	
限度額	50万円	
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283	

事業名	小売商業振興対策促進利子補給補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	小規模企業等振興資金の設備に係る融資を受けた場合、その利子の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小小売業者 (1)日本標準産業分類(平成25年10月改定)における大分類「情報通信業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「教育、学習支援業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」 (2)市内に事業所があり、現に(1)に挙げる事業を営む方 (3)当該融資を遅滞なく返済し、12ヶ月分以上またはすべての利子の支払いが完了している方	
補助対象経費	返済を開始した月から1年間に支払った利子	
補助金の額	事業所の住所が、 【商業地域及び近隣商業地域】 …補助対象経費の100% 【その他の地域】 …補助対象経費の70% ※ 100円未満は切り捨て	
備考	小牧市が実施する創業支援利子補給補助金との重複適用はできません。	
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283	

事業名	小規模事業者経営改善資金融資補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	小規模事業者が経営改善のために株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の融資を受けた場合、その利子の一部を補助します。	
対象者	市内に主たる事業所があり、小規模事業者経営改善資金融資を受け、かつ遅滞なく返済している事業者で市民税の滞納のない方	
補助対象経費	返済を開始した月から1年間に支払った利子	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※ 100円未満は切り捨て	
限度額	貸付利率の内の1%に相当する額	
備考	国・県その他の機関から同一事業者に対して、マル経資金に係る補助金を受けている場合は対象外となります。	
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283	

設備投資に関する支援

事業名	中小企業環境保全対策設備等導入補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	市内の中小企業者が周辺住民への配慮のため、工場等の騒音、振動及び臭気を防止する設備等の新規導入又は改修等を実施した場合に、その事業費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に立地する工場等を有する方 ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	周辺住民の生活環境の保全が見込まれる以下の事業に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)のうち工事費、備品購入費及び調査費 ・機械装置等から発生する騒音を防止する設備又は防音壁を設置し、増設し、又は改修する事業 ・機械装置等から発生する振動を防止する設備を設置し、増設し、又は改修する事業 ・機械装置、原材料等から発生する臭気を低減する設備を設置し、増設し、又は改修する事業 ・排出口の方向、位置又は高さを変更する等の臭気を防止又は低減するための工事を施す事業	
補助金の額	補助対象経費の1/2以内 ※ 1,000円未満は切り捨て	
限度額	年度当たり500万円	
備考	・事業の着手前に申請が必要です。 ・補助金の交付を受けた事業者は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

事業名	中小企業地場産品創出支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	市内での新たな地場産品の開発・製造とEC市場（電子商取引市場）、ふるさと納税市場への進出に向けた設備導入に要する経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	(1)地場産品を開発・製造するために使用する機械設備の購入費、リース料 (2) (1)と一体的に導入するシステム、ソフトウェア構築費 ((2)単体は対象外) (3) (1)と一体的に導入するソフトウェアの購入費・利用料 ((3)単体は対象外) ※国・県・その他の機関から同一事業に対して補助金を受給している事業は、対象外となります。	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※ 100円未満は切り捨て	
限度額	100万円	
備考	・事業の着手前に認定申請書の提出が必要です。 ・認定を受けた後に機械設備等を導入し、かつ認定を受けた日の翌年度の2月末日までに地場産品のEC市場への登録等が完了することが必要です。 ※地場産品とは、こまき応援寄附金制度のお礼の品の登録要件を満たす商品等。 ※EC市場への登録等とは、販売を目的として、自社のECサイト、既存のモール型ECサイト（楽天やアマゾンほか）等へ地場産品の情報を登録すること又はこまき応援寄附金（ふるさと納税）のお礼の品の認定申請を行うこと。	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

事業名	中小企業省エネルギー設備等導入補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	省エネルギー診断に基づき、省エネルギー設備等を導入する市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税に滞納のない方	
補助対象経費	・省エネルギー設備等の購入代金 ・運搬費 ・据付工事費 ・設計費 ・省エネルギー診断費	
補助金の額	①省エネルギー設備導入費：補助対象経費の1/4 ②省エネルギー診断費：補助対象経費の1/2 ※100円未満は切り捨て	
限度額	①100万円 ②10万円	
備考	・事前に事業所全体の省エネルギー診断の受診が必要です。 ・先着順に採択します。 ・予算上限に達し次第受付を終了します。 ・事業の着手前に申請が必要です。 ・省エネルギー設備等の導入に係る補助対象経費が30万円以上のものに限りします。 ・当該省エネルギー設備等の設置が申請書を提出した年度の2月末日までに完了するものに限りします。 ※以下に該当する設備等は対象となりません。 ・中古品又はリース契約に基づき取得した設備等 ・複数の事業者で共同所有する設備等 ・完全親会社とその子会社の間での売買に基づき取得した設備等	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

事業名	中小企業次世代産業設備等導入補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	次世代産業の分野(航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿等)における製品の開発、生産等を行うために新たな設備等を導入する市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	市内に所在する事業所に設置するため、次世代産業に係る製品の開発、生産等を行うための設備等を取得するもので、その取得に要する経費(購入代金、運搬費及び据付工事費)が1設備等当たり1,000万円以上のもの ※取得する設備等が次世代産業に該当していたとしても、補助対象として認められるものではありません。取得する設備等から開発、生産等される製品が次世代産業に該当している必要があります。(補助対象の該当の可否については、外部委員による審査委員会によって審査されます。)	
補助金の額	補助対象経費の1/10以内 ※100円未満は切り捨て	
限度額	年度当たり1,000万円	
備考	・事業の着手前に申請が必要です。 ・市が実施する「高度先端産業立地促進補助金」「企業立地促進補助金」「市内企業再投資促進補助金」を受けた又は受ける予定の事業で取得した設備等は対象になりません。 ・中古品、リース契約に基づき取得するもの、複数の事業者で共同所有するもの、完全親会社とその子会社の間での売買に基づき取得するもの、既存の設備等の老朽化等に伴う更新のために取得するその設備等と同等のものは、対象になりません。 ・補助金の交付を受けた事業者は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

販路開拓(展示会)に関する支援

事業名	次世代産業販路開拓支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	次世代産業の販路開拓のため、市内に製造拠点等を有する企業の展示会等への出展に要する経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する方 ・市内に製造拠点等を有する企業であること ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	次世代産業に係る展示会等の小間料 ※公的団体等が参加企業を募り、参加費用を負担金等として支払う場合は、その参加費用の額	
補助金の額	補助対象経費の2/3 ※ 100円未満は切り捨て	
限度額	年度当たり100万円	
備考	・次世代産業に係る展示会等の該当の可否については、事前にご相談ください。 ・展示会等の開催の30日前までに計画書の提出が必要です。 ・市が実施する「中小企業販路開拓支援補助金」との重複適用はできません。 ・補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

事業名	中小企業販路開拓支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	技術及び製品の販路を拡大し、新規需要の開拓を促進するため、展示会等(オンライン展示会含む)に出展する事業者に対し、その経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税に滞納のない方	
補助対象経費	展示会等の小間料	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※ 100円未満は切り捨て	
限度額	年度当たり50万円	
備考	・展示会等の開催の30日前までに計画書の提出が必要です。 ・市が実施する「次世代産業販路開拓支援補助金」との重複適用はできません。 ※以下に該当する展示会等は除きます。 ・その場で小売することを主目的としたもの ・広く一般に公開されていないもの ・市の補助を受け又は委託により開催されるもの(こまき産業フェスタ等) ・海外で開催される展示会等で経済産業省、農林水産省、日本貿易振興機構等の公的機関が関与しないもの ・その他市長が不適当と認めるもの	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

ウェブサイト・ECサイト構築、デジタル化に関する支援

事業名	中小企業ウェブサイト・ECサイト導入支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	事業のPR及び新たな販路開拓のためにウェブサイトおよび自社ECサイトの作成又は改修にかかる外部委託費用の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方 ※前年度に同補助金の交付を受けていない方	
補助対象経費	(1)ウェブサイト（オークションサイト、フリーマーケットサイト等を除く）の開設及び改修に係る委託料 (2)自社によるECサイト（電子的な情報通信により、商品の売買又は契約締結等が行われるウェブサイトをいう）の製作及び改修に係る委託料	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※100円未満は切り捨て	
限度額	ウェブサイト15万円、ECサイト20万円 ※年度につき申請はいずれかの事業のみです。 ※ECサイト改修は商品検索、契約締結（注文確定）、予約機能、決済機能など商品・サービス売買に係る改修のことをいいます。それら以外の改修部分は、ウェブサイトの改修となります。	
備考	事業の着手前に補助事業計画書の提出が必要です。	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

事業名	中小企業デジタル化支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	社内の生産性向上に向けた下記のデジタル技術を導入する際に要する経費の一部を補助します。 (1)AI 人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術、ソフトウェア及びコンピュータシステム。 (2)IoT 設備等をネットワーク環境に接続し、収集された情報を活用するもの、監視、保守、制御、分析等を行うもの等。 (3)RPA これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェア又はロボットにより自動化するもの。 (4)クラウドサービス インターネット経由での仮想化されたアプリケーションサーバ、データベースその他アプリケーション実行用のプラットフォーム機能の提供を行うサービス。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	(1)機械装置の購入費及びリース料 (2)システム及びソフトウェアの構築費 (3)ソフトウェアの購入費及び利用料	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※100円未満は切り捨て	
限度額	100万円	
備考	・事業の着手前に申請が必要です。 ・補助対象経費が税抜100万円以上の場合、申請時にこまき新産業振興センターによる確認書が必要です。（事前に小牧市へ確認依頼書を提出し確認書の発行を受けて下さい。一定の時間を要するため期間に余裕を持って確認依頼書を提出して下さい。） ・年度につき申請は1回限りです。 ・市内事業所にかかる経費が対象です。 ・年度内に完了する事業で支払いが完了した経費が対象です。 ・リース料・利用料は、契約開始日から1年間までに要する経費が対象です。（ただし、実績報告時に支払いが完了した分のみが補助対象です。）	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

研究・開発等に関する支援

事業名	中小企業知的財産権取得事業費補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	国内における特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税に滞納のない方	
補助対象経費	(1)特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る手数料 (2)弁理士に支払った特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る手数料相当額並びに弁理士への報酬(成功報酬を除く。)及び経費	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※ 100円未満は切り捨て	
限度額	1つの知的財産権につき15万円及び1つの事業者あたり1年度につき50万円	
備考	出願等の前に申請が必要です。	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

事業名	中小企業新産業技術開発支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	企業の新技术等の研究開発を支援するため、公的機関等が行う製品の品質管理、品質改善及び製品開発等に必要の依頼試験等を利用する事業者に対し、その利用に要した手数料又は、利用料の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	次の(1)～(3)に係る手数料 (1)あいち産業科学技術総合センターが行う依頼試験 (2)名古屋市工業研究所が行う依頼試験 (3)公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センターにおけるビームライン又は高度計測分析機器の利用	
補助金の額	補助対象経費の2/3 ※ 100円未満は切り捨て	
限度額	年度あたり50万円	
備考	同一年度分をまとめて申請することも可能です。	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	

福利厚生に関する支援

事業名	事業主・従業員等高度健康診断補助金
補助内容	小牧商工会議所が実施する高度健康診断事業に対しその費用の一部を補助します。
対象者	小牧商工会議所会員事業所の事業主及び従業員
補助対象経費	小牧商工会議所が毎年4月1日から3月31日までに実施する高度健康診断のうち満40歳以上の市内事業所の事業主、従業員等が小牧市民病院健診センターで行う高度健康診断の費用
補助金の額	一人当たり最高限度額9,000円(予算の範囲内)
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283

事業名	中小企業退職金共済制度促進助成金	 ▲詳細はコチラ
助成内容	中小企業者を対象に、退職金共済制度に加入した事業主へその掛け金の一部を助成します。	
対象者	市内に事業所を有する中小企業者	
補助対象経費	退職金共済契約を締結した月から納付した12ヶ月分の掛け金の合計額	
補助金の額	補助対象経費の10%	
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283	

事業名	事業所内保育所に関する制度 (国の助成制度)
対象者	内閣府の「企業主導型事業所内保育事業」を実施している方
補助対象経費	整備費、運営費
問い合わせ先	幼児教育・保育課 幼児教育・保育係 TEL 0568-76-1130 FAX 0568-72-2340

事業名	健康経営優良事業所顕彰制度	 ▲詳細はコチラ
補助内容	従業員の健康維持についての取組を積極的に推進し、他の模範となる5社の事業所を顕彰します。	
対象者	市の区域内に所在する事業所(本社又は本店、支社又は支店、営業所等)	
補助金の額	顕彰された事業所において実施する従業員向けセミナーの費用負担(上限税込10万円)	
問い合わせ先	健康生きがい推進課 健康政策係 TEL 0568-39-6568 FAX 0568-75-8283	

事業名	健康経営優良法人認定取得支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	健康経営の取組を支援するため、経済産業省が実施する健康経営優良法人認定の申請に要する経費の一部を補助します。	
対象者	市内に本社が所在する法人として健康経営優良法人認定の申請をした法人のうち、次の各号のいずれにも該当する事業所 (1) 他自治体も含め、過去に健康経営優良法人の認定に要する経費の補助金の交付を受けていない (2) 市税を滞納していない	
補助対象経費	健康経営優良法人認定の申請に要する経費の一部	
補助金の額	大規模法人部門・中小規模法人部門に関わらず、予算の範囲内で1事業所あたり1万円	
限度額	1事業所あたり1万円	
問い合わせ先	健康生きがい推進課 健康政策係 TEL 0568-39-6568 FAX 0568-75-8283	

雇用・人材確保・人材育成に関する支援

事業名	人材確保支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	市内事業者の人材確保にかかる経費の一部を補助します。	
対象者	・中小企業者または小規模事業者である方 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種、消費者金融業、その他市長が不適切と認める業種を営む者でないこと	
補助対象経費	(1) 市の条件を満たす求人マッチングサイトの登録に要した費用 (2) 合同企業説明会の出展料 ※(1)(2)とも消費税は除く	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※100円未満は切り捨て	
限度額	(1) 10万円 ※1年度につき (2) 20万円 ※1年度につき	
備考	(1)の求人マッチングサイトは以下の条件を満たすものとなります。 ア 登録をした中小企業者側が登録された学生等の情報を自由に検索でき、直接学生等にアプローチ又はスカウトをすることができる逆求人型サイトであること。 イ 地元の企業に就職したい地元の学生等と地元企業とのマッチングにより、定職化及び定住化が見込まれる仕組みが作られていること。 (2)一般に公開されていないもの及びハローワークや商工会議所など公的な機関が開催する合同企業説明会は補助対象外となります。	
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283	

事業名	副業・兼業人材活用支援補助金	
補助内容	市内事業所で行う副業・兼業人材を活用した事業に対してマッチング事業者を支払う手数料または委託料の一部を補助します。	
対象者	・中小企業者または小規模事業者である方 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種、消費者金融業、その他市長が不適切と認める業種を営む者でないこと	
補助対象経費	マッチング事業者を支払う手数料または委託料のうち、最初の12か月分。 ※消費税除く	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※100円未満は切り捨て	
限度額	10万円	
備考	・愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用してから、副業・兼業人材又はマッチング事業者と契約を締結する必要があります。 ・事前に市への事業計画書の提出が必要となります。 ・事業に対する全ての手数料または委託料の支払いが完了した月の属する年度末までに申請してください。 ・国、県その他機関から本事業に係る補助金の交付を受けている場合は助成対象外となります。	
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283	



▲詳細はコチラ

事業名	次世代産業人材育成研修費補助金	
補助内容	市内に製造拠点等を有する企業の従業員等が、次世代産業関連分野に関する業務に必要な知識、技術、技能等を習得するための研修等を受講した場合に、その受講に要した経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する方 ・市内に製造拠点等を有する企業であること ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	研修等の受講料	
補助金の額	補助対象経費の2/3 ※100円未満は切り捨て	
限度額	・1回の研修等につき1人当たり10万円 ・年度当たり25万円	
備考	・次世代産業関連分野に関する研修等の該当の可否については、事前にご相談ください。 ・市が実施する「中小企業人材育成研修費補助金」との重複適用はできません。 ・申請回数に制限はありません。同一年度において、限度額に達するまでは、同一の事業者が何度でも申請可能です。 ・補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	



▲詳細はコチラ

事業名	中小企業人材育成研修費補助金	
補助内容	従業員又は経営者が業務に必要な技術、技能又は知識の習得を図るために必要な各種研修制度を利用した市内の中小企業に対し、その経費の一部を補助します。	
対象者	下記のいずれにも該当する中小企業者 ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	次の(1)～(3)の受講料 (1)中小企業大学校の実施する研修 (2)中部職業能力開発促進センター(ポリテクセンター中部)が開講する能力開発セミナー及び生産性向上支援訓練 (3)小牧商工会議所が実施する研修等	
補助金の額	補助対象経費の1/2 ※100円未満は切り捨て	
限度額	1回の研修につき1人あたり10万円	
備考	・申請回数に制限はありません。同一の方が何度でも申請可能です。 ・市が実施する「次世代産業人材育成研修費補助金」との重複適用はできません。	
問い合わせ先	商工振興課 新産業創出係 TEL 0568-76-1112 FAX 0568-75-8283	



▲詳細はコチラ

事業名	障害者雇用促進奨励金	 ▲詳細はコチラ
助成内容	ハローワーク等の紹介により、障がい者を常用労働者として雇い入れた事業主に対し、障がい者一人につきその障がいの程度に応じて助成します。(障害者総合支援法による給付対象となる場合を除く)	
対象者	ハローワーク等を通じて、小牧市在住の障がい者を常用労働者として雇い入れた事業主	
補助金の額	常用労働者として雇い入れた障がい者の障がいの程度により下記の金額を助成します。 重度障がい者 月額40,000円 中度障がい者 月額30,000円 軽度障がい者 月額20,000円	
問い合わせ先	障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 0568-76-1127 FAX 0568-76-4595	

事業名	次世代産業インターンシップ受入助成金	 ▲詳細はコチラ
助成内容	次世代産業の推進を図るため、市内に製造拠点等を有する次世代産業関連企業のインターンシップの受入れに要した費用の一部を助成します。	
対象者	下記のいずれにも該当する方 ・市内に製造拠点等を有する次世代産業関連企業であること ・市税の滞納のない方	
助成事業	市内に製造拠点等を有する次世代産業関連企業のインターンシップの受入れであって、次のいずれにも該当する事業 ・受入れの日数が2日以上であること ・受け入れた学生が市内の製造拠点等で次世代産業分野の事業に携わるものであること ・助成金交付認定申請をする日の属する年度の3月31日までに完了するものであること	
助成金の額	助成事業で受け入れた学生1人につき1日当たり8,000円	
限度額	年度当たり96,000円	
備考	・次世代産業関連企業の該当の可否については、事前にご相談ください。 ・助成事業の開始の日前までに申請が必要です。 ・助成金の交付を受けた事業者は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

航空宇宙産業に関する支援

事業名	航空宇宙産業認証費補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	①航空宇宙産業固有の認証(JISQ9100認証又はNadcap認証)の取得に係る費用及び②保有する航空宇宙産業固有の認証の更新に係る費用の一部を補助します。	
対象者	①認証取得事業 市内に事業所を有し、市内事業所における航空宇宙産業固有の認証を取得する方であって、市税の滞納のない方 ②認証更新事業 市内に事業所を有し、市内事業所における航空宇宙産業固有の認証を保有し、かつ、当該市内事業所において航空宇宙産業関連の事業を行っている方であって、市税の滞納のない中小企業者	
補助対象経費	市内事業所に係る経費のうち、受審料(認証機関に支払う経費)、委託に要する経費(通訳及び翻訳含む。)並びに専門家等に対して謝金として支払う経費及び旅費として支払う経費	
補助金の額	①・②ともに補助対象経費の1/2 ※100円未満は切り捨て	
限度額	①1認証当たり150万円 ②令和6年度:20万円、令和7年度:15万円、令和8年度:10万円	
備考	・①認証取得事業については、認証の取得に係る受審の最終審査日の30日前までに計画書の提出が必要です。 ・②認証更新事業については、認証を更新した日又は認証の更新に係る受審の経費の支払を完了した日のいずれか遅い日の属する年度の3月31日までに申請が必要です。 ・②認証更新事業については、令和8年度末で終了します。 ・補助金の交付を受けた事業者は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

企業立地に関する支援

事業名	企業立地促進補助金	
補助内容	市内に一定規模以上の工場や研究開発施設を立地する企業に対し、企業立地優遇制度として補助金を交付します。 【補助事業】 ①工場等新增設事業（工場等の新設又は増設をする事業） ②既存工場等入居事業（既存の工場等に入居をする事業）	 ▲詳細はコチラ
対象者	自らが工場等の用に供する目的をもって補助事業を行う企業 【補助要件】 ①工場等新增設事業 ・延べ面積1,000平方メートル以上の工場等の新設又は増設をするものであること ・固定資産取得費用（償却資産の取得に要する経費を除く。）の合計額が5億円以上（中小企業者は1億円以上）であること ・過去3年間で市税の滞納がないこと ※市が実施する「市内企業再投資促進補助金」及び「高度先端産業立地促進補助金」との重複適用はできません。 ②既存工場等入居事業 ・延べ面積1,000平方メートル以上の既存の工場等に入居をするものであること ・固定資産取得費用（構築物、機械及び装置に係る償却資産の取得に要する経費に限る。）の合計額が1億円以上（中小企業者は5,000万円以上）であること ・過去3年間で市税の滞納がないこと ※市が実施する「市内企業再投資促進補助金」、「高度先端産業立地促進補助金」及び「中小企業次世代産業設備等導入補助金」との重複適用はできません。	
補助対象経費	①工場等新增設事業 新設又は増設をした工場等に係る土地（工場等の操業を開始する前3年以内に取得したものに限る。）及び家屋の固定資産評価額 ②既存工場等入居事業 工場等に入居をするに伴い新たに取得した構築物、機械及び装置に係る償却資産の固定資産評価額	
補助金の額	①工場等新增設事業 補助対象経費に8%（市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等を設置する場合又は市内に工場等を20年以上有している者が工場等を設置する場合のいずれか1回に限り12%）を乗じて得た額以内 ②既存工場等入居事業 補助対象経費に8%（市内に工場等を有しない者が新たに市内の工場等に入居する場合又は市内に工場等を20年以上有している者が新たに工場等に入居する場合のいずれか1回に限り12%）を乗じて得た額以内 ※住工混在移転、航空宇宙関連産業立地又は次世代産業（次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿等）立地のいずれかに該当する場合は、補助率を2%上乘せ	
限度額	①工場等新增設事業…1億5,000万円 ②既存工場等入居事業…1,500万円	
備考	・①工場等新增設事業は、当該工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日の30日前までに、補助金交付認定申請が必要です。 ・②既存工場等入居事業は、当該工場等の操業を開始する日の30日前までに、補助金交付認定申請が必要です。 ・補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

事業名	高度先端産業立地促進補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	市内において高度かつ先端的な事業を行う中小企業に対し、奨励措置として補助金を交付します。	
対象者	市内において高度先端産業に係る工場の新設又は増設を行う中小企業者 【対象分野】 航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野、その他市長が認める高度先端的な技術分野 【交付要件】 ・固定資産取得費用(土地を除く。)の合計額が2億円以上であること ・新規常用雇用者数が5人(市長が別に定める要件に該当する場合は2人)以上であること ・過去に同一の工場の同一事業において高度先端産業立地促進補助金及び愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと ・過去3年間で市税の滞納がないこと ※新規常用雇用者数とは、工場の新設又は増設することに伴い、労働基準法第20条第1項の規定に基づく解雇の予告を必要とする新たに雇用される者の数のことです。 ※愛知県21世紀高度先端産業立地補助事業の認定を受けていることが必要となります。 ※市が実施する「市内企業再投資促進補助金」、「企業立地促進補助金」及び「中小企業次世代産業設備等導入補助金」との重複適用はできません。	
補助対象経費	固定資産取得費用(土地を除く。)の合計額に相当する額	
補助金の額	補助対象経費の25%(既設工場の建物内に新たな機械設備を設置する場合又は工場の建物を賃借する場合は12.5%)以内	
限度額	2億円	
備考	・工場の新設又は増設に係る工事に着手する日(工場の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日)の30日前までに、補助金交付認定申請が必要です。 ・補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

事業名	市内企業再投資促進補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	市内企業の流出防止及び雇用の維持拡大を図るため、県と連携し、長年にわたり市内に立地する企業の再投資を支援します。	
対象者	下記のいずれにも該当する企業で、工場・研究所の新増設等を行う企業 ・工場等が20年以上県内で立地していること ・10年以上市内に立地する工場等を有していること ・100人(中小企業は、25人)以上の常用雇用者数を有していること 【対象分野】 ・次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。) ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・ロボット関連分野 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針(平成30年2月15日施行)別表東尾張地域の項に定める業種 【投資規模要件】 ・大企業…固定資産取得費用(土地を除く。)が25億円以上であること ・中小企業…固定資産取得費用(土地を除く。)が1億円以上であること 【雇用要件】 ・大企業…補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、100人以上の常用雇用者数を維持すること ・中小企業…補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること 【その他要件】 ・過去に同一の工場等の同一事業において市内企業再投資促進補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと ・過去3年間で市税の滞納がないこと ・過去に補助金の対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該グループの企業(自社を含む)が工場等の新設又は増設をする場合の当該企業グループあたりの市が負担する補助金の額は、総額で10億円を限度とする。 ※常用雇用者数とは、工場等を主たる勤務地とし、労働基準法第20条第1項の規定に基づく解雇の予告を必要とする者の数のことです。 ※愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていることが必要となります。 ※市が実施する「高度先端産業立地促進補助金」、「企業立地促進補助金」及び「中小企業次世代産業設備等導入補助金」との重複適用はできません。	
補助対象経費	固定資産取得費用(土地を除く。)の合計額に相当する額	
補助金の額	・大企業…補助対象経費の5%以内 ・中小企業…補助対象経費の10%以内	
限度額	・大企業…5億円 ・中小企業…10億円	
備考	・新増設等の工事に着手する30日前までに、補助金交付認定申請が必要です。 ・補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

事業名	企業立地インフラ整備支援補助金	 ▲詳細はコチラ
補助内容	工場等の新設又は増設をする事業者の当該新設又は増設に伴うインフラ整備に要する経費の一部を補助します。	
対象者	企業立地促進補助金、高度先端産業立地促進補助金又は市内企業再投資促進補助金の対象となる事業を行う事業者	
補助対象経費	工場等の新設又は増設に伴う以下の工事に係る経費(100万円以上のものに限る。) ・道路の新設・改修の工事 ・水路の新設・改修の工事 ・水道施設の新設・改修の工事	
補助金の額	補助対象経費の1/2以内 ※ 1,000円未満は切り捨て	
限度額	500万円	
備考	・企業立地促進補助金、高度先端産業立地促進補助金又は市内企業再投資促進補助金の補助金交付認定申請とあわせて申請が必要です。 ・補助金の交付を受けた事業者は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合があります。	
問い合わせ先	企業立地・次世代産業推進課 企業立地・次世代産業係 TEL 0568-76-1135 FAX 0568-75-8283	

環境配慮に関する支援

事業名	雨水貯留施設等設置補助金	
補助内容	雨水貯留施設(浄化槽転用貯留槽・雨水タンク)および雨水浸透施設(浸透枳・浸透トレンチ・透水性舗装)を設置される方に補助金を交付します。	▲詳細はコチラ
補助対象地域	市内全域(一部対象とならない区域があります。)	
対象者	・雨水貯留施設等を設置する土地の所有者、当該土地にある家屋の所有者若しくは居住者又は当該土地で事業を営んでいるもの ・市税の滞納のない方	
補助対象経費	雨水貯留施設(浄化槽転用貯留槽・雨水タンク)および雨水浸透施設(浸透枳・浸透トレンチ・透水性舗装)の設置にかかる工事費	
補助金の額	補助対象経費の3/4に相当する額(各施設に限度額あり) ※ 1,000円未満は切り捨て ※雨水浸透施設は各施設で定めがありますので、詳しくはお問い合わせください。	
問い合わせ先	河川課 河川係 TEL 0568-76-1141 FAX 0568-76-1144	

事業名	浸水防止塀設置補助金	
補助内容	浸水被害を軽減するための浸水防止塀設置に係る工事費の一部を補助します。	▲詳細はコチラ
対象者	・過去に浸水被害に見舞われたか、今後浸水被害が発生する可能性のある事業所 ・市税の滞納のない方	
補助金の額	浸水防止塀の延長1m当りの設置に要する費用の1/2の額(限度額あり) ※ 1,000円未満は切り捨て ※限度額については定めがありますので、詳しくはお問い合わせください。	
問い合わせ先	河川課 河川係 TEL 0568-76-1141 FAX 0568-76-1144	

事業名	都市緑化推進事業補助金	
補助内容	民有地の緑化を推進するため、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づき、市民や事業者が行う優良な緑化事業(屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置)に要する経費の一部を補助します。 ※交付条件等細かい規定がありますので、詳細については、お問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。 ※予算に達した時点で受付を終了します。	▲詳細はコチラ
対象者	市民、事業者	
補助対象経費	工事費のうち植栽、植栽基盤、灌水施設に係る費用および生垣設置、表示板の設置に係る工事費	
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額。 又は次に掲げる額のいずれか低い額とする。 (1)屋上緑化及び壁面緑化…緑化対象面積に1平方メートル当たり30,000円を乗じて得た額 (2)駐車場緑化…緑化対象面積に1平方メートル当たり20,000円を乗じて得た額 (3)空地緑化…緑化対象面積に1平方メートル当たり15,000円を乗じて得た額 (4)生垣設置…延長に1メートル当たり5,000円を乗じて得た額 ※ 1,000円未満は切り捨て ※ 補助金の額が10万円未満の場合は交付しない	
限度額	最高限度額:500万円 各緑化を重複して行う場合は、各緑化の補助金額の合計金額(500万円を超える場合にあっては、500万円)とする。	
問い合わせ先	みどり公園課 花と緑推進係 TEL 0568-76-1191 FAX 0568-71-1481	

商店街に関する支援

事業名	商業団体等事業費補助金(街路灯電灯料補助事業)
補助内容	市内の中小商業・サービス業の振興のため商業団体等の街路灯電灯料を補助します。
補助対象団体	商店街振興組合・事業協同組合・発展会
補助金の額	4月1日から翌年3月31日までの街路灯の電灯料の70%以内 ※ただしその支払いが団体の経理を通じて処理されているものに限る。※ 100円未満は切り捨て
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283

事業名	商業団体等事業費補助金(共同事業)
補助内容	市内の中小商業・サービス業の振興のため商業団体等が実施する共同事業(催事、宣伝、研修等)を補助します。
補助対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、商工組合(商業組合)、協業組合、公益法人をはじめとする各種準拠法に基づく法人、発展会、商店街の連合組織
補助対象経費	・商店街コミュニティ活性化事業 - 商店街地域で自らが提案し実施する非販促型イベント事業で、以下に掲げる事業に要する経費 ①活気と賑わいを高めるイベント事業 ②環境対策・地域福祉・国際化・地域社会の防災、生活安全など地域の課題の解決に貢献するイベント事業 ・販売促進に寄与する中小企業・サービス事業者等の共同事業 - 販売促進活性化・人材養成・調査、情報提供に関する事業に要する経費
補助対象外経費	・上部団体への負担金や他組織が主催する事業への参加費 ・飲食経費 ・販売用・贈答用の物品、金券の取得費 ・直接人件費 ・主催者関係者の宿泊費 ・振込み手数料 ・使用目的が補助対象事業に特定できない経費 ・有料事業についてはその収入額相当分
補助金の額	補助対象経費の30%以内 市長が特別に認める場合は補助対象経費の50%以内 ※ 100円未満は切り捨て
限度額	1団体につき300万円
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283

事業名	商業団体等事業費補助金(共同施設事業)
補助内容	市内の中小商業・サービス業の振興のため商業団体等が実施する共同施設事業の経費の一部を補助します。
補助対象団体	商店街振興組合、商店街事業協同組合、発展会、協業組合(商店街魅力アップ施設事業の一部・エコロジー促進設備事業は除く)
補助対象経費	・商店街魅力アップ施設事業 - 街路灯の設置、修繕・撤去、アーチの整備、アーケードの設置、既設アーケードの塗装工事、カラー舗装の設置、防犯カメラの整備、モニュメント設置、遊園施設の設置、消費者サービス等施設の整備、駐車場の設置に要する経費 ・共同店舗事業 - 共同店舗の整備(土地購入費は除く。)、冷暖房設備、防犯カメラの整備に要する経費 ・情報化・合理化推進設備事業 - 共同POSシステム、OA機器等情報化・合理化を図る設備の整備に要する経費 ・エコロジー促進整備事業 - 空き缶回収機、ペットボトル回収機、トレー溶融固化装置の整備に要する経費
補助金の額	・街路灯の新設 1灯式170,000円(2灯式以上250,000円)か補助対象経費のいずれか低い額の60%以内 ・街路灯の撤去 20,000円か補助対象経費のいずれか低い額の50%以内 ・街路灯の修繕 - 実費の50%以内 ・アーチの新設又は改装(脚柱幅員1m当たり) 286,000円か補助対象経費のいずれか低い額の40%以内 ・アーケードの新設又は改装(建築面積1m²当たり) - 全蓋式120,000円、片側式86,000円か補助対象経費のいずれか低い額の40%以内 - 上記以外補助対象経費の30%以内 ※ 100円未満は切り捨て
限度額	1団体につき1,500万円
問い合わせ先	商工振興課 商工労政係 TEL 0568-76-1134 FAX 0568-75-8283